

＼みなさまのお声をおきかせください／

# 羽村市子ども・子育てに関する調査

## アンケート調査へのご協力についてのお願い

日頃より市政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年4月にこども基本法が施行され、今後、こどもに関する取組や政策が、我が国の真ん中に据えられ、強力に進んでいくことが想定されます。羽村市においても、こどもを真ん中に据え、子ども・子育て施策を包括的に推進するため「こども計画」を策定することとしております。計画を策定するにあたり、より良い子ども・子育て施策を展開するため、アンケート調査を実施させていただきます。この調査は小学生のお子さんを無作為に600人抽出し、その保護者の方にご協力をお願いするものです。

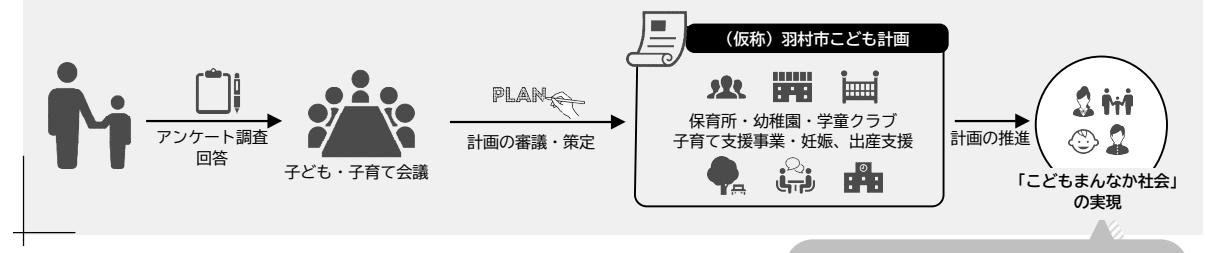
お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜わりますよう、よろしくお願ひいたします。

2023（令和5）年11月  
羽村市長 橋本 弘山



### みなさまの意見が計画に反映されます

子育て家庭のニーズを把握し、利用希望等を考慮して今後の計画を策定します。計画に基づいて制度整備や各種事業を実施することで、「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいきます。



「こどもまんなか社会」って？

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられながら、以下のことなどが実現できる社会とされています。

夢や希望をかなえるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる。

個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、ひとりひとりが思う幸福な生活ができる。

豊かに楽しく遊ぶことができ、様々な学びや体験をすることができ、生き抜く力を得ることができる。

詳しくはコチラ



<https://www.cfa.go.jp/policies/>  
こども家庭庁「政策」のページに詳細が掲載されておりますので、ご確認ください。

「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等（中間整理）（案）」（こども家庭審議会）



同封の返信用封筒に入れて、お近くのポストにご投函ください。

回答期日：令和5年12月8日(金)

回答の内容はすべて統計的に処理しますので、個人が特定されるようなことはありません。

#### ～記入上の注意～

- 特にことわり書きのある場合以外は、封筒の宛名のお子さんについてお答えください。
- アンケートには、お子さんの保護者の方がご記入ください。
- 当てはまるものを選ぶ設問では、選択肢の番号に○印をつけてください。設問によっては、1つだけを選ぶもの、当てはまるものすべてを選ぶものがあります。
- 選択肢「その他」に当てはまる場合は、その番号に○印をつけ、( ) 内に具体的な内容をご記入ください。
- 年齢や時間など、具体的な数値をご記入いただく場合、枠内にご記入ください。時間は24時間制（例：正午は12時、午後5時は17時）でご記入ください。

お問い合わせ：子ども家庭部子育て支援課保育・幼稚園係 ☎042-555-1111 内線233

## 施設・事業・サービス一覧(用語解説)

	施設・事業名	内 容
1	幼稚園	保護者の就労の有無にかかわらず、3~5歳児に対して幼児期の学校教育を行う施設です。
2	幼稚園の預かり保育	通常の就園時間を延長して、早朝や午後の時間帯に保育を行います。
3	認可保育所(園)	国が定めた認可基準に適合した保育施設です。保護者の就労や、出産・病気などの事情によって家庭で保育ができない0~5歳児が対象です。
4	認定こども園	就学前の教育と保育の両方を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場を提供するなど、地域における子育て支援も行う施設です。
5	認証保育所	国の認可を受けていませんが、東京都独自の認証基準を満たした保育施設です。
6	家庭的保育事業 (保育ママ)	保護者の就労や、病気、出産等のため日中保育することができない3歳未満の乳幼児を、保育士や幼稚園教諭の資格を持つ家庭的保育者が自宅等で保育をする事業です。
7	小規模保育事業	定員6人から19人の施設です。保護者の就労や、病気、出産等のため日中保育することができない場合、3歳未満の乳幼児に保育を提供します。 ※現在、羽村市内での実施はありません。
8	居宅訪問型保育	保護者の就労や、病気、出産等のため日中保育することができない場合、保育士が3歳未満の乳幼児の家庭を訪問し保育を行います。ベビーシッターに相当する保育です。 ※現在、羽村市内での実施はありません。
9	事業所内保育施設	企業が、事業所内又はその周辺において、保育を必要とする従業員の乳幼児を保育する施設です。 ※現在、羽村市内での実施はありません。
10	認可外保育施設	園庭の広さなど様々な設置基準の関係で、認可を受けていない保育施設です。
11	定期利用保育事業	パートタイム勤務や短時間労働など、保育者の様々な就労形態に対応して、平日8:30~17:00の間で3時間以上利用する児童を継続的に預かる保育事業です。
12	一時預かり	保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など緊急又は一時に保育が必要となる未就学児を平日8:30~17:00の間、保育園などで預かる制度です。
13	病後児保育	生後6か月から小学校6年生までの児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かる制度です。
14	病児保育	生後6か月から小学校6年生までの児童が病気中にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う制度です。
15	休日保育	年末・年始を除く日曜日・祝日に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を7:00~18:00の間、預かる制度です。保育施設に通う生後6か月以上の未就学児が対象です。
16	乳幼児ショートステイ	保護者の病気、事故、仕事、冠婚葬祭、病気看護、出張、育児疲れ解消などの理由で一時的に養育・保育が困難となった場合に、7日以内の期間で児童を児童養護施設等で保育する事業です。平日の夜間や休日の利用、宿泊も可能です。 ※生後57日~未就学児を対象として実施しています。
17	学童クラブ	保護者が仕事や病気などの事情で、放課後、家庭で十分な監護が受けられない小学1年生から3年生までの児童を預かる施設です。
18	放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後に小学校で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する事業です。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生が利用できます。
19	子育て世代包括支援センター「羽っぴー」	妊娠・出産子育てに関する相談に応じ、健康課など関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。
20	子ども家庭支援センター	18歳未満の児童と家庭に関するあらゆる相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うほか、必要に応じて、関係機関と連携をとりながら子育ての支援を行っています。また、主に未就学児を子育て中の方向けに講座を開催しています。
21	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	親子で遊べる交流スペースがあり、子育てについての相談や、情報提供を受けることができます。子育てに関する講座や行事も行っています。太陽の子保育園、羽村たつの子保育園の2か所の地域子育て支援センターと3か所の児童館で実施しています。
22	おしゃべり場	各児童館で毎月1回、育児に関するテーマに沿って、自由に心配ごとや疑問をおしゃべりし、情報交換しながら、保護者同士の交流を図る場です。親子で参加できます。
23	こぐまひろば・キラキラポケット・わんわんひろば	各児童館の遊びクリエーターが、就学前の児童の年齢に応じて、親子一緒にできる手遊びや体を使った遊びなどを教えてくれます。
24	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方が会員となり、相互に助け合いながら育児のサポートをする事業です。サポート内容は、保育施設や学童クラブなどへの送迎、保護者の外出の一時的な保育などです。
25	シルバー人材センターの育児支援サービス	保育施設の送迎、習い事の付き添い、産前・産後の家事援助、保護者のリフレッシュや外出の際の保育など、シルバー人材センターに登録している会員が支援を行うサービスです。
26	赤ちゃん・ふらっと、あかちゃん休憩室	赤ちゃんと一緒に安心して外出できるように設置された、授乳やおむつ替えができるスペースの愛称です。東京都に届出をして適合証の交付を受けている場所が「赤ちゃん・ふらっと」、羽村市が独自に設置している場所が「あかちゃん休憩室」です。